

## スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施に係る制度等

①	制度の概要	公立の小学校・中学校・高等学校・中等教育学校及び特別支援学校に児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー等を配置し、教育相談体制を整備する。
	根拠法令等	なし
②	心理療法（カウンセリング）の対象者	児童生徒
③	心理療法（カウンセリング）の実施者	臨床心理士、精神科医等
④	行っている心理療法の定義	なし
	どのような心理療法（カウンセリング）であるのか（概要）	児童生徒へのカウンセリング、教職員や保護者等への助言・援助
⑤	公費負担を行う心理療法（カウンセリングの）回数	自治体の判断による
⑥	公費負担する費用の範囲（1回毎あるいは全体で）	自治体で行う事業に対し、国庫補助率は1／3である。
⑦	費用負担の仕組み	都道府県・政令指定都市で行う当該事業に対し、国庫補助の対象部分について、国庫補助率1／3で、補助を行う。
⑧	財源	文部科学本省 生涯学習振興費 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金
⑨	運用実績 （可能な範囲で結構です。）	平成7年度から平成12年度 調査研究 平成13年度から補助事業化

# スクールカウンセラー等活用事業

平成23年度予算額

学校・家庭・地域の連携協力推進事業

9,450百万円の内数

(前年度予算額 13,093百万円の内数)

補助事業者: 都道府県・指定都市

補助率: 1/3

教職員

家庭(保護者)

助言・援助

助言・援助

「子どもと親の相談員等の配置」事業

○子どもと親の相談員

264校

児童が悩みや不安を  
気軽に相談できる  
話相手



○生徒指導推進協力員

66校

非行行為の早期発見、  
緊急時の対応



スクールカウンセラー事業

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者

- ・児童生徒へのカウンセリング
- ・教職員に対する助言・援助
- ・保護者に対する助言・援助



〔中学校への配置 9,902校  
小学校への配置 10,000校 → 12,000校  
緊急支援派遣 198校〕

相談

相談

相談



小学生



中学生

相談

相談

電話相談事業

- ・24時間体制での教育相談を実施 66県市
- ・全国统一ダイヤル
- ・相談窓口紹介カードの作成・配布



## スクールカウンセラー等活用事業実施要領

平成21年3月31日

生涯学習政策局長裁定

初等中等教育局長裁定

最近改正 平成23年3月31日改正

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱第22条の規定に基づき、スクールカウンセラー等活用事業の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

### 1 事業の趣旨

公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーや児童が気軽に相談できる相談相手として「子どもと親の相談員」等を配置するとともに、24時間体制の電話相談を実施し、教育相談体制を整備する。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県・指定都市とする。

### 3 スクールカウンセラー等の選考

#### (1) スクールカウンセラーの選考

次の各号のいずれかに該当する者から、都道府県又は指定都市が選考し、スクールカウンセラーとして認めた者とする。

- ① 財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
- ② 精神科医
- ③ 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者

#### (2) スクールカウンセラーに準ずる者の選考

次の各号のいずれかに該当する者から、都道府県又は指定都市が選考し、スクールカウンセラーに準ずる者として認めた者とする。

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者
- ③ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

ただし、前各号に掲げる者の任用は、地域や学校の実情を踏まえ、3(1)に掲げる者の任用よりも合理的であると認められる場合に行うことができるものとする。

#### (3) 子どもと親の相談員の選考

教職経験者や青少年団体指導者など地域の人材のうち、本事業の趣旨を理解し、積極的に取り組む意欲のある者を、都道府県又は指定都市が選考し、子どもと親の相談員として認めた者とする。

#### (4) 生徒指導推進協力員の選考

警察官経験者や校長（管理職）経験者など地域の人材の中から、本事業の趣旨を理解し、積極的に取り組む意欲のある者を、都道府県又は指定都市が選考し、生徒指導推進協力員として認めた者とする。

#### (5) 電話相談員の選考

電話相談や教育相談に関して知識及び経験を有し、本事業の趣旨を理解する者を、都道府県又は指定都市が選考し、電話相談員として認めた者とする。ただし、第三者への委託を行う場合には、その限りではない。

### 4 事業の内容

本事業は、次の内容を実施することができる。

#### (1) スクールカウンセラー活用事業

スクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者（以下「スクールカウンセラー等」という。）やスクールカウンセラー等に対して適切な指導・援助ができるスーパーバイザーを学校・教育委員会等に配置し、スクールカウンセラー等の専門性を向上させるための研修会や、事業を効果的かつ円滑に実施するための

情報交換や関係機関との連絡調整等を行う連絡協議会を開催する事業

(2) 子どもと親の相談員等配置事業

子どもと親の相談員又は生徒指導推進協力員（以下、「子どもと親の相談員等」という。）を小学校に配置し、子どもと親の相談員等の資質を向上させるための研修会や、事業を効果的かつ円滑に実施するための情報交換や関係機関との連絡調整等を行う連絡協議会を開催する事業

(3) 電話相談事業

文部科学省が設定する全国統一の教育相談ダイヤルにより24時間体制での電話相談を実施し、電話相談員の資質を向上させるための研修会や、事業を効果的かつ円滑に実施するための情報交換や関係機関との連絡調整等を行う連絡協議会を開催する事業

5 スクールカウンセラー等の配置校の選定

公立高等学校へのスクールカウンセラー等の配置については、事業の実施に係る配置校の総数の10%以内を目安とする。

6 教育相談窓口紹介カードの作成、配布

24時間体制での教育相談窓口について、原則、国・公・私立の小学校・中学校・特別支援学校のすべての児童生徒に周知するためのカードを作成し、配布すること。

7 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする都道府県・指定都市は、文部科学省が指定する期日までに事業計画書を提出するものとする。

8 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた都道府県・指定都市は、文部科学省が指定する期日までに、事業報告書を提出するものとする。

9 費用

(1) 補助対象経費

国は、上記2から8の要件を満たす都道府県・指定都市が実施する事業（その一部を委託して実施する場合も含む。）に対して補

助するものとする。

(2) 補助対象経費の取り扱い

スクールカウンセラー等活用事業に係る補助対象経費の取り扱いについては、以下のとおりとする。取り扱いに際しては、都道府県・指定都市が持つ他の経費と紛れることのないようにすること。なお、本事業においては、備品の取得にかかる経費は補助対象外とし、ポイントの取得等による個人の特典は行わないものとする。

① スクールカウンセラー活用事業

- ・報酬
- ・交通費
- ・消耗品費
- ・保険料
- ・委託費

② 子どもと親の相談員等配置事業

- ・報酬
- ・交通費
- ・消耗品費
- ・保険料
- ・委託費

③ 電話相談事業（夜間・休日等に通常業務では対応できない電話相談を実施するために要する経費が対象。また全国統一の教育相談ダイヤルに登録するために要する経費を含む。）

- ・報酬
- ・交通費
- ・消耗品費
- ・印刷製本費（カード、パンフレット等の作成費を含む）
- ・通信運搬費（電話回線料等を含む）
- ・借料及び損料
- ・保険料
- ・委託費

④ 研修費・連絡協議会にかかる経費

- ・諸謝金（講師、指導助言、会議出席、原稿執筆等の謝金）
- ・旅費（講師、会議出席、研修等の旅費）
- ・消耗品費

- ・印刷製本費
- ・通信運搬費
- ・借料及び損料
- ・会議費
- ・賃金
- ・保険料
- ・雑役務費
- ・委託費

#### 10 第三者への委託を行う際の留意事項

業務のすべてを直接執行することが困難な場合、その一部を第三者に委託することができる。ただし、第三者に委託する場合であっても、その業務遂行に係る責は補助事業者に帰するものとする。

#### 11 その他留意事項

本事業を行うに当たっては、その他の学校・家庭・地域の連携協力推進事業との連携に努めることとする。

## 臨床心理士について

### 1. 臨床心理士について

臨床心理士は、財団法人日本臨床心理士資格認定協会（以下「協会」という）が資格審査を行い、その認定を行っている民間資格である（昭和63年度から認定開始）。

臨床心理士とは、協会が定める臨床審理士審査規定第11条により、学校教育法に基づいた大学、大学院教育で得られる高度な心理学的知識と技能を用いて臨床心理査定、臨床心理面接、臨床心理的地域援助及びそれらの研究調査等の業務を行う者と定義されている。

### 2. 臨床心理士の認定について

#### (1) 受験資格について

臨床心理士資格審査規定第8条に基づき、次のいずれかに該当する者が受験資格を有する。

1. 学校教育法に基づく大学院（臨床心理学研究科等）で、別に定める大学院指定運用内規に基づき第1種の大学院と指定されたものにおいて、臨床心理学又はそれに準ずる心理臨床に関する分野を専攻する修士課程又は博士課程前期課程を修了した者。
2. 学校教育法に基づく大学院（臨床心理学研究科等）で、別に定める大学院指定運用内規に基づき第2種の大学院と指定されたものにおいて、臨床心理学又はそれに準ずる心理臨床に関する分野を専攻する修士課程又は博士課程前期課程を修了後、1年以上の心理臨床経験を有する者。
3. 学校教育法に基づく大学院において、臨床心理学又はそれに準ずる心理臨床に関する分野を専攻する専門職学位課程を修了した者。
4. 諸外国で上記第1号又は第2号のいずれかと同等（graduate school of clinical psychologyの2年通学生修士課程修了等）以上の教育歴及び、当該教育機関を修了後、日本国内における2年以上の心理臨床経験を有する者。
5. 医師免許取得者で、取得後2年以上の心理臨床経験を有する者。

#### (2) 審査について

資格審査委員会による、臨床心理士として必要な臨床心理査定、臨床心理面接、臨床心理的地域援助及びそれらの研究調査等に関する基礎的知識及び技能について、筆記試験及び口述面接試験により行う。

#### (3) 資格の更新について

臨床心理士の資格に関しては、資格の発効日から5年未満のうちに協会が定める

研修等を受け、5年毎にその更新を行わなければならない。

### 3. 臨床心理士の活動分野等

協会に認定された臨床心理士は、全国で23,005名（平成23年4月1日現在）おり、教育、医療、福祉等様々な分野の業務に従事している。

#### 【参考】勤務機関別に見た勤務者数

（第5回「臨床心理士の動向ならびに意識調査」（平成19年度社団法人日本臨床心理士会実施）より）

- ①保健・医療領域（4,615名）
  - ・病院、診療所　・精神保健福祉センター、保健所、保健センター　等
- ②福祉領域（1,944名）
  - ・児童福祉施設、機関（児童相談所を含む）　・老人福祉施設、機関　等
- ③教育領域（5,090名）
  - ・公立教育相談機関、教育委員会　・幼稚園、小学校、中学校、高校、予備校
  - ・各自治体から各校派遣（スクールカウンセラー）　等
- ④大学・研究所領域（3,266名）
  - ・専門学校、短大、大学等（主に教育・研究、相談業務に従事）等
- ⑤司法・法務・警察領域（443名）
  - ・司法（裁判所）関係機関　・法務省（矯正保護）関係機関　等
- ⑥その他（2,347名）
  - ・産業・労働・領域　・私設心理相談領域　・その他の領域